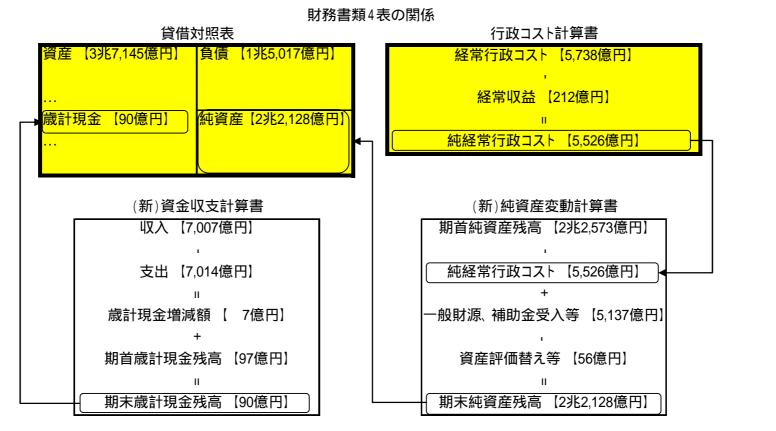
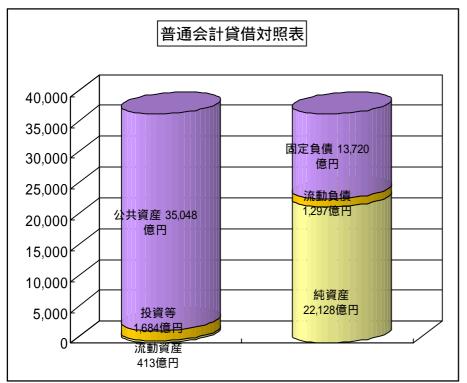
青森県の財務諸表のポイント

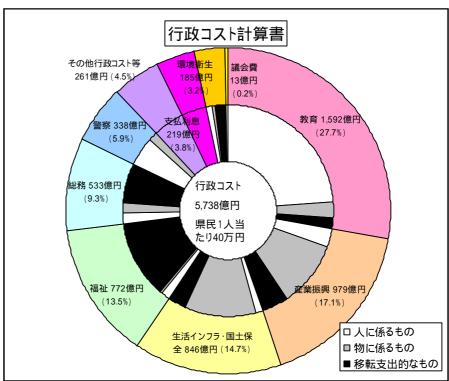
新地方公会計制度に基づく 初めての普通会計財務4表

新地方公会計制度とは

- 地方公会計改革は「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において普通会計ベース及び連結ベースの財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)を国の作成基準(基準モデル又は総務省方式改訂モデル)により整備することが求められたものである。
- 今回、県では普通会計の財務書類4表を総務省方式改訂モデルにより作成し、 公表するものである。 貸借対照表及び行政コスト計算書の算出方法に変更有り。







普通会計貸借対照表

資産の部 3兆7,145億円(404億円、1.1%の減)

- ·新規投資の抑制と減価償却の進展による有形固定資産の減(304億円)
- ·売却可能資産の増(21億円)
- ・時価評価による投資及び出資金の増(59億円)
- ·財源不足対応の基金取り崩しによる現金預金の減(134億円)

負債の部 1兆5,017億円(41億円、0.3%の増)

- ・地域中小企業応援ファンド創設等に伴う県債残高の増(60億円)
- ・退職手当引当金の減(12億円)

純資産の部 2兆2,128億円(445億円、2.0%の減)

増減は、前年度の貸借対照表を総務省方式改訂モデルで修正したものと比較。

行政コスト計算書

経常行政コスト 5,738億円

当該年度の行政サービスに要する費用のうち、資産形成につながらないもの。

・人に係るもの 2.065億円(305億円)

・物に係るもの 1,558億円(1,232億円)

・移転支出的なもの 1,812億円

・その他 303億円(84億円) 現金支出を伴わないもの

(退職手当引当金繰入、賞与引当金繰入)

(減価償却)

(回収不能見込計上額)

経常 収益

212億円

行政サービスに対する直接の受益者負担

·使用料·手数料

116億円

·分担金·負担金·寄附金

96億円

行政コストから経常収益を差し引いた額で、地方税や地方交付税といった一般財源 や基金の取り崩しで賄わなければならないコストを表している。

平成18年度分と算定方法が異なる。

純資産変動計算書

純資産変動計算書とは地方公共団体の純資産(資産から負債を差し引いた残余)が、一会計期間にどのように増減したかを示すものである。

```
純資産残高 2兆2,128億円 (445億円、2.0%の減)
・経常行政コスト 5,738億円
・経常収益 212億円
・一般財源 4,040億円(地方税1,561億円、地方交付税2,254億円等)
・補助金等受入 1,097億円 (はコストを賄うための収入。(コストを収入で賄いきれずコスト超過となっている。)
・臨時損益 122億円(災害復旧 90億円、資産除却 20億円、貸付金債権放棄等 11億円)
・資産評価替え 66億円(売却可能資産6億円、投資及び出資金60億円)
```

資金収支計算書

資金収支計算書は現金の流れを示すものであり、その収支を性質に応じて、 経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支などと区分したものであ

経常的収支の部(経常的な行政活動による資金収支)

(支出:3,891億円、収入:5,276億円 収支:1,385億円

【主なもの】

·人件費

2,046億円

·地方税

1,554億円

·補助金等

1,014億円

·地方交付税

2,254億円

·国庫支出金

739億円

公共資産整備収支の部(公共事業等に伴う資金収支)

(支出:1,561億円、収入:1,167億円 収支: 394億円

【主なもの】

· 公共資産整備

998億円

·国庫支出金

351億円

·公共資産整備補助金

561億円

·地方債

707億円

投資・財務的収支の部(投資活動や地方債の償還等による資金収支)

「支出:1,562億円、収入: 564億円 収支: 998億円)

【主なもの】

·貸付金

498億円

·貸付金回収

484億円

·地方信償還

946億円

·地方債

45億円

6

全体収支 7億円

歳計現金残高 97億円→90億円

総務省方式から総務省方式改訂モデルへの変更点

財務書類名	区分	主な変更点
貸借対照表	資産	・有形固定資産の区分の変更
		(「労働費·農林水産業費·商工費→産業振興」等)
		・資産の耐用年数の変更(「道路15年→48年」等)
		・「投資及び出資金」の時価評価
		・貸付金及び未収金のうち「回収不能見込額」を計上
	負債	・「賞与引当金」の計上
行政コスト計算書	コスト	・「賞与引当金繰入金」の計上
		・「災害復旧費」は臨時損益として純資産変動計算書 へ計上
		・「回収不能見込額」を計上
	収益	・地方税や国庫支出金については純資産変動計算書 へ移行し、直接の受益者負担となる「使用料・手数料」、 「分担金・負担金」等のみを計上
純資産変動計算書		・新規の財務書類
資金収支計算書		・新規の財務書類